

広島県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、別表のとおりである。

平成二十七年三月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	35,607
広島市東区	32,305
広島市南区	37,907
広島市西区	50,032
広島市安佐南区	61,135
広島市安佐北区	40,873
広島市安芸区	21,255
広島市佐伯区	36,841
呉市	65,184
竹原市豊田郡	10,103
三原市世羅郡	31,738
尾道市	39,671
福山市	125,821
府中市神石郡	14,499
三次市	15,168
庄原市	10,752
大竹市	7,887
東広島市	47,789
廿日市市	31,876
安芸高田市	8,457
江田島市	7,298
安芸郡	31,662
山県郡	7,309